

有料職業紹介における手数料の返戻について

採用企業（以下「甲」という）と、株式会社みこまる（以下「乙」という）において、手数料の返戻を以下の通り定める。

乙は、採用決定者が甲に入社後、採用決定者の都合により退職し、または採用決定者の責めに帰すべき事由に基づき解雇に至った場合（以下「自己都合退職等」という）、勤務開始日を起算日として下記に定める条件に従い、報酬の一部を甲に返還するものとする。但し、採用決定者に対する甲の法令違反もしくは労働契約違反に起因する退職の場合はこの限りではない。

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 1ヶ月未満に自己都合退職等をした場合 | － 報酬の 80%を返還 |
| (2) 1ヶ月以上2ヶ月未満に自己都合退職等をした場合 | － 報酬の 50%を返還 |
| (3) 2ヶ月以上3ヶ月未満に自己都合退職等をした場合 | － 報酬の 20%を返還 |

以上